

野田村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

野田村長

野田村議会議長

野田村選挙管理委員会

野田村代表監査委員

野田村農業委員会

野田村教育委員会

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、野田村長、野田村議会議長、野田村選挙管理委員会、野田村代表監査委員、野田村農業委員会、野田村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画は、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の活躍推進委員会を総務課庶務防災班に設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

◇女性職員の活躍に関する状況把握、課題分析

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第1条に基づき、村長部局、村議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

【1】採用の女性割合（全部局）

令和2年4月1日の新規採用職員数は2人で、そのうち女性は0人である。

職員採用に当たっては、能力に応じた試験選考を行っており、年度によって男女比は異なるが、平成28年度から見れば、全体に対する女性の割合が30%の採用率である。

各年度採用者	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	計
男 性	0	3	1	1	2	7
女 性	1	0	1	1	0	3
合 計	1	3	2	2	2	10

※5年間の採用人数に占める女性の割合は30%。

【2】継続勤務年数の割合（男女の差異）（全部局）（平均勤続年数：年）

各年度退職者	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
男 性	4	31.5	21	5	26
女 性	—	—	—	—	—
差（男-女）	—	—	—	—	—

※平成 28 年度から女性職員の退職者はいない。

【3】職員一人当たり各月ごとの時間外勤務時間（全部局）（単位：時間）

令和元年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員一人 当たりの 時間外勤 務時間	6	10	9	19	8	18	40	11	7	8	9	5

【4】管理的地位にある職員に占める女性割合（全部局）（単位：人、%）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
女性管理職数	0	0	0	0	0
全管理職数	9	9	9	9	9
女性の割合	0	0	0	0	0

【5】各役職段階に占める女性職員の割合（全部局）（単位：人、%）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
係長相当職以 上の女性職員	1	1	1	1	1
係長相当職以 上の職員数	28	28	26	24	24
女性の割合	3.6	3.6	3.8	4.2	4.2

【6】男女別の育休取得率（全部局）

令和元年度取得率 男性職員 0%、女性職員 100%

【7】男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（全部局）

令和元年度配偶者出産休暇取得率 33%

〃 育児参加のための休暇取得率 33%

◇女性職員の活躍に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局農業委員会事務局、教育委員会事務局の全部局における共通した目標として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】男性職員の育児休業取得の促進

①令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員を1人以上にする。

②令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得しやすいよう、育児休業等の制度について、イントラネット等を活用し、職員への周知を徹底するとともに、必要に応じて、会計年度任用職員の任用により代替要員の確保に努める。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局における共通した取組として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】男性職員の育児休業取得の促進

①令和3年度より、組織として男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。

②令和3年度より、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に努める。

③令和3年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

④令和3年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。